

# たけはら町並み雛めぐり

今年も、町並み保存地区内の文化施設や飲食店などで雛人形を展示します。昨年より雛人形の展示場所が増えました。春を感じながらお雛様を探して歩いてみませんか。

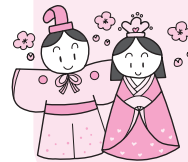
日時 2月8日(土)～3月23日(日)

9時～16時(一部施設10時～16時)

場所 町並み保存地区一帯

問い合わせ 商工観光室

☎ 22-7745



## 子ども雛めぐり

子どもたちが着物姿で町並みを歩きます。参加者には記念品をプレゼントします。ぜひご参加ください。

日時 3月2日(日) 11時～

受付 10時～ 町並み保存センター

対象 3歳児～小学3年生

申し込み・問い合わせ

2月20日(木)までに、竹原市観光協会へ。

☎ 22-4331



## 雛めぐりライブ

旧笠井邸でライブを行います。

入場無料です。

〈箏&尺八ライブ〉

日時 3月2日(日) 13時～

〈津軽三味線ライブ〉

日時 3月9日(日)・23日(日)

11時～・13時30分～

問い合わせ

NPO法人ネットワーク竹原

☎ 22-0214



## 町並み雛めぐりガイド

竹原観光アシスタント「たけはらかぐや姫」が町並み保存地区内に展示された雛人形をご案内します。あわせて、たけはら観光ガイドが町並み保存地区の歴史や建物をご案内します。

日程 3月2日(日)・16日(日)

場所 10時に、道の駅たけはら1階道路情報コーナーへ集合してください。

料金 500円(文化施設周遊券代として)

申し込み・

問い合わせ

3日前までに、竹原市観光協会へ。

☎ 22-4331



## 「たけはらかぐや姫」募集

竹原の魅力を発信するため、観光イベントや各種メディアへの出演など、様々な場面で活躍する観光アシスタント「たけはらかぐや姫」を募集します。

募集人数 2人

応募資格 市内に在住または勤務している満18歳以上の女性で、観光協会が行う年間20回程度の観光行事に協力できる人。

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

待遇 ユニフォーム貸与、出勤時の日当(半日5千円、1日1万円)、謝礼(任期満了で12万円)

募集期間 2月28日(金)まで

選考方法 面接審査(随時)

申し込み・問い合わせ

竹原市観光協会 ☎ 22-4331



# 安全ですか？あなたの住まい ～耐震診断のススメ～



▲阪神・淡路大震災で倒壊した家屋

出典：財団法人消防科学総合センター

世界有数の地震大国と言われる日本では、昔から大地震が頻繁に発生しており、東日本大震災のような大地震が、近い将来高い確率で発生すると予測されています。大地震が発生したとき、建築物の倒壊を防ぎ、大切な命を守るために、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修を行いましょう。

問い合わせ 都市整備課建築係 ☎22-7749

## まずは、耐震診断を！

耐震診断とは、建築物が地震に対して、どの程度耐えることができるか、その建築物の図面や実地調査で、柱、梁、壁等の形状、材料などから地震に対する強さを把握し、地震に対する安全性を調べることです。まずは、耐震診断で住まいの安全性を確認してみませんか。市では、木造住宅耐震診断補助制度を設け、診断費用の一部を補助しています。



## 木造住宅耐震診断補助制度

### 補助の対象となる木造住宅

①昭和56年5月31日以前に着工された住宅

②実際に住んでいること

③2階建て以下であること

④以前に本制度による補助金の交付を受けていない住宅

※交付決定後、市に登録された

木造住宅耐震診断設計資格者

と契約してください。

## 補助金額

耐震診断費の3分の2

(上限3万円)

## 申込方法

都市整備課(市役所2階)で配布している、申請の手引きに記入し、申請してください。木造住宅耐震診断設計資格者名簿も備え付けています。申請の手引きは、市ホームページからもダウンロードできます。

## 耐震性が不足していたら？

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合は、耐震改修を行きましょう。耐震性の低い建物でも、適切な耐震改修を行えば地震に強くなり、現在の耐震基準で建てられた建物と同等の耐震性を確保することができます。

木造住宅の耐震改修の方法としては、接合部の補強、地震に強い壁(耐力壁)の増設、基礎の補強などがあります。それぞれの住宅に合った改修方法は、専門家にご相談ください。



## 耐震改修促進法の改正

耐震改修促進法は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とするもので、平成25年11月25日に改正法が施行されました。改正の中では、次の建物について耐震診断・報告が義務付けられました。

### 主な改正内容

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする人が利用する大規模なものなどについて、耐震診断・報告の義務付け
- 避難路沿道建築物、県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の耐震診断・報告の義務付け

地震に弱い建物は自分や家族の命、財産を守る上で非常に大きなリスクがあるばかりでなく、地震により建物が倒壊し、救急・消火活動の大きな障害になります。復旧・復興の支障にもなります。災害に強いまちづくりのためにも、今すぐ耐震化に取り組みしましょう。

2/17  
(月)

3/17  
(月)

市・県民税、国民健康保険税

申告の相談・受付が

始まります！

※2月17日(月)から3月7日(金)までの間は、各会場へ市職員が出向きますので、市役所税務課窓口で申告の受け付けはできません。市役所での申告は3月10日(月)から3月17日(月)までの間をお願いします。

問い合わせ

税務課市民税係

☎22・7732

この申告は、市民税・県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。申告が必要な人は、必要書類をご確認のうえ、会場へお越しください。

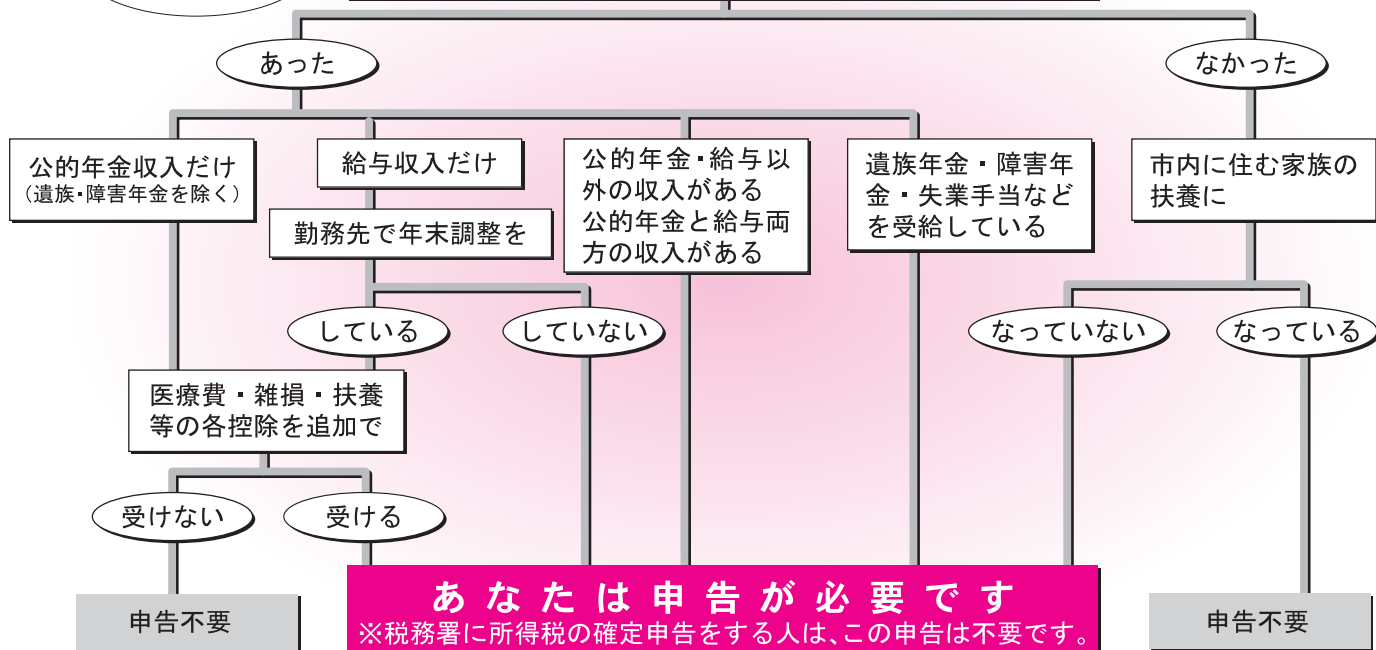
※申告期間中、都合により会場に来られない人、あるいは市外に転出している人は、郵送で申告することもできます。

必要書類等

- ① 印かん
- ② 平成25年中の収入・支出が分かる書類、源泉徴収票(給与・年金など)、支払証明書など
- ③ 営業・農業・不動産の所得がある人は、収支内訳書と経費区分ごとの領収書
- ④ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療を受けた人・病院・薬局ごとに仕分けした領収書と集計した明細書
- ⑥ 国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ⑦ 年の途中で転入した人は、前住地で支払った国民健康保険税(料)の領収書など

申告は必要？  
不要？

平成26年1月1日現在、竹原市に住んでいる人で、平成25年中に収入が



※このフローチャートは、一般的なパターンを参考として示すものです。

# 申告受付日程表

受付時間 9時～11時30分  
13時～16時

各会場、午後からは比較的空いていますので、ご利用ください。

お住まいの地域の受付日に都合が悪い場合は、都合のよい日の会場へお越しください。

## ● 2月の日程表

会場	月	日	曜日	指定地域
忠海東公民館	2	17	月	忠海東町一丁目・四～五丁目
忠海公民館		18	火	忠海東町二～三丁目・忠海中町一～三丁目
		19	水	忠海中町四丁目・忠海床浦・忠海長浜
大乘公民館		20	木	高崎町
		21	金	福田町
中通公民館		24	月	中通・大応・上条・成井
大井公民館		25	火	大井・宿根・築地
小梨公民館		26	水	小梨町 (※1 午前のみ)
吉名公民館	27	木	毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場	
	28	金	西条・東条・港・曾井	

## ● 3月の日程表

会場	月	日	曜日	指定地域
東野公民館	3	3	月	東野町
荘野公民館		4	火	新庄町・西野町
仁賀生活改善センター		5	水	仁賀町 (※1 午前のみ)
田万里公民館		6	木	田万里町 (※1 午前のみ)
竹原西公民館		7	金	塩町二丁目～四丁目 竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)
				塩町一丁目・竹原町(上記以外)
市役所ロビー (※2)		10	月	塩町一丁目・竹原町(上記以外)
		11	火	中央一丁目～五丁目
		12	水	本町一丁目～四丁目
		13	木	田ノ浦一丁目～三丁目
	14	金	港町一丁目～五丁目	
	17	月	指定なし	

※1 小梨公民館・仁賀生活改善センター・田万里公民館の受付は午前のみです。

※2 市役所ロビーの受付は、8時30分からです。

## 確定申告と納税は期限内に！

### ● 所得税及び復興特別所得税

申告・納期限 3月17日(月)まで  
口座振替日 4月22日(火)

### ● 個人事業者の消費税及び地方消費税

申告・納期限 3月31日(月)まで  
口座振替日 4月24日(木)

問い合わせ

竹原税務署

☎ 22-0485

詳しくは  
「国税庁」で  
検索！

## 公的年金などを受給している人へ

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

● 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

● 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

## 休日納税相談窓口を 開設します

市税納税相談のため、休日相談窓口を設置します。何らかの事情で納税が難しい場合は相談を受け付けますので、ご利用ください。

日時 2月16日(日)  
9時～17時

## 夜間窓口も利用できます

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

場所 税務課(本庁1階)

利用時間 平日の20時まで  
(要相談)

問い合わせ 税務課 ☎ 22-7732